



鳥取県公報

令和6年7月30日（火）
第9617号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（456・457）（企業支援課）・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鳥取北イーストコート 鳥取市晩稲348ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和4年9月27日ほか
- 5 届出年月日
令和6年7月10日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和6年7月30日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和5年5月25日ほか
- 5 届出年月日

令和6年7月16日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和6年7月30日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村総合政策課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。